通達甲（交．総．管）第２３号
昭和５７年８月２７日
存　続　期　間

関係所属長 殿

交　通　部　長

交通整理、交通指導取締り等に専従する警察官の特殊警棒の携帯等について

〔沿革〕平成　5年　3月　通達甲（副監．総．企．組）第8号
　　7年　1月　同第2号
　　13年　6月　同第20号
　　14年　3月　同（副監．警．人1．監）第5号
　令和　元年　5月　同第18号改正

このたび、交通整理、交通指導取締り等の街頭交通警察活動に専従する警察官には、受傷事故防止を図るため、昭和57年9月1日から特殊警棒を携帯させることとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

１　目的
交通違反の取締り、交通関係事犯被疑者の検挙活動等の街頭交通警察活動（以下「交通活動」という。）に専従する警察官の特殊警棒の適正な使用による受傷事故の防止を図ることを目的とする。

２　準拠
特殊警棒の携帯については、別に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

３　特殊警棒の携帯
交通活動に専従する警察官（地域係員等が交通活動に従事する場合を含む。）は、原則として特殊警棒を携帯するものとする。ただし、勤務の性質上、所属長が携帯する必要がないと認めた場合は、携帯させないことができる。

４　特殊警棒の携帯位置
特殊警棒を携帯するときは、特殊警棒入れに収納し、正規の警棒と同じ位置に着装するものとする。

５　特殊警棒の保管等
(1) 所属長は、特殊警棒の保管、取扱いの責に任ずるものとする。
(2) 警察署交通課長、交通機動隊副隊長及び高速道路交通警察隊副隊長は、常に、交通活動に専従する警察官に携帯させる特殊警棒の保管、出納状況を明らかにしておかなければならない。
(3) 交通活動に専従する警察官は、貸与された特殊警棒の適正な管理に努めなければならない。

６　使用上の留意事項
特殊警棒の使用に当たつては、警察官等警棒等使用及び取扱規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）及び警視庁警察官警棒等使用及び取扱規程（平成14年3月14日訓令甲第3号）の定めるところによること。

７　教養訓練
所属長は、特殊警棒の性能等を職員に熟知させることにも、平素、その使用について教養訓練を行い、受傷事故の防止に努めること。